

家族介護慰労金支給事業実施要綱

平成 13 年 4 月 1 日
施行

改正	平成14年 4 月 1 日	平成15年 4 月 1 日
	平成16年 4 月 1 日	平成17年 4 月 1 日
	平成18年 4 月 1 日	平成19年 4 月 1 日
	平成20年 4 月 1 日	平成21年 4 月 1 日
	平成22年 4 月 1 日	平成31年（2019年） 4 月 1 日
	令和2年（2020年） 4 月 1 日	令和2年（2020年） 6 月 1 日
	令和3年（2021年） 4 月 1 日	

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、要介護高齢者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条第 2 号に定める被保険者であって特定疾病に該当する者を含む。以下同じ。）を介護している家族に対し、八王子市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 3 5 年八王子市規則第 1 9 号）第 5 条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この慰労金は、要介護高齢者を介護している家族に対して支給することにより、その家族の経済的負担の軽減及び要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第 3 条 慰労金を支給する対象者は、次に掲げる要件を備えている者を在宅において介護している家族（親族及び親族に準ずると八王子市長（以下「市長」という。）が認めた者とし、隣地に居住していて介護にあっている者を含むものとする。）のうち世帯全員が市町村民税非課税（判定は要介護高齢者と同じ。）である家族の主たる介護者とする。

- （1）慰労金を申請した月の前月までの 1 年間（以下「対象期間」という。）、要介護 4 又は 5 に認定されていた要介護高齢者。
- （2）対象期間中、介護保険施設以外の診療所・病院に 90 日以上入院していないこと。（入院中の申請は認めないものとする。）
- （3）対象期間中、介護保険のサービス（年間 7 日以内の短期入所の利用は除く。）を利用していないこと。
- （4）対象期間の初日時点で要介護高齢者の属する世帯全員が市民税非課税者であること。（課税・非課税の判定は市民税の判定年度とする。）

- (5) 要介護高齢者が申請日において八王子市民であること。
- (6) 前年度に、この慰労金を受給した者については、その申請から1年以上経過していること。

(慰労金)

第4条 慰労金は、要介護高齢者一家族当たり年額10万円とする。

(申請)

第5条

- (1) 慰労金の申請は要介護高齢者を介護している家族のうち、主たる介護者が家族介護慰労金支給申請書(様式第1号(様式略))により申請しなければならない。
- (2) 申請期間は当該年度4月1日から3月31日までとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前項の規定による申請があったときには、第2項の対象要件を審査し、支給を認めるときは家族介護慰労金支給決定通知書(第2号様式(様式略))により、支給を認めないときは家族介護慰労金不支給決定通知書(第3号様式(様式略))により申請者に通知するものとする。

(慰労金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によって、この要綱による慰労金の支払いを受けた者があるときは、その者から当該慰労金を返還させるものとする。

(補助金の終期)

第8条 この補助金については、補助金制度見直し方針に基づき終期を設定する。

- 2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年） 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年） 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年） 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日から施行する。